

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることで、社員全員が自らの能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年2月16日～2026年2月15日までの 5年間

2. 内容

目標1：子どもが生まれる際の父親の休暇（有給休暇）の取得の促進。

<対策>

●2021年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

●子供の出生日前後1週間以内に特別休暇（有給休暇）として3日取得できる。

目標2：従業員が、小学校就学前の子供の看護のための特別休暇（有給休暇）を取得できる制度の導入。

<対策>

●2021年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

●育児・介護休業法により子の看護休暇は、取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人であれば年10日（いずれも無給）となっているが、その内年2日を特別休暇（有給休暇）とする。

目標3：従業員が、要介護状態にある家族の介護のための特別休暇（有給休暇）を取得できる制度の導入。

<対策>

●2021年3月～ 社内回覧、掲示などにより社員へ周知。

<休暇の取得方法>

●育児・介護休業法により介護休暇は、取得可能日数が、当該対象家族が1人であれば年5日、2人であれば年10日（いずれも無給）となっているが、その内年1日を特別休暇（有給休暇）とする。

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。

<対策>

●2021年3月～ 山口県インターンシップ協議会や学校と連携しインターンシップの受入を実施する。